

【フラット35】地域連携型の利用申請の流れ

申請者の手続き
神戸市の手続き

【フラット35】地域連携型利用申請
※電子申請システム（e-kobe）

引越し日が未定でもフラット35の申請はできます。

審査

助成対象要件に該当するか審査します。

【フラット35】地域連携型
利用対象証明書 の発行・送付

審査の結果、対象要件に該当する場合は、
証明書（申請者用・金融機関用）を発行します。
※電子申請システム（e-kobe）上で発行します。
ご自身でダウンロードしてください。

住宅ローンの申請・契約

引越し

住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）
交付申請
※電子申請システム（e-kobe）

住民票の異動が完了してから申請できます。
※住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）の対象要件に該当しなくなった場合や、受付を終了している場合は、申請できません。
※【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は有効ですので、金利優遇はご利用いただけます。

審査

交付決定の通知

審査の結果、交付が決定した場合は通知します。
※電子申請システム（e-kobe）で発行します。

指定口座に振込

ご指定の銀行口座に補助金を振り込みます。
※振込日は連絡しませんので、ご自身で入金を確認してください。